

北樺太石油株式会社目論見書

畢竟閣下、迅速なる

解決ニヨリ高橋ノ任務同

接ノ便宜ニ據^得ル

太^中上ニ度 勿^レ誤

三月五日

大品

総監 荒[（]氣[）]辰

目論見書

第一年度

(一ヶ年間)

一、資本金額

壹,〇〇〇,〇〇〇圓

但株數

貳〇〇,〇〇〇株

壹株額面

五拾圓

第一年度拂込金額

四〇〇,〇〇〇圓

但壹株付拂込金

貳拾圓

一、基本勘定

(1) 鑛業權(北辰会へ補償金及利権獲得費) 貳,六五八,壹貳〇圓

(2) 政府引継財産 七六四,七四〇圓

(3) 本年度新設備 四,八九四,九一九圓

基本合計

七,八四七,八〇〇圓

一、収支計

(1) 原油收入

原油採収高

二,一九九,一〇石(三,六六五,二七)

燃料消費高

二九,二〇〇石(四,八六七,七)

差引残高

一九〇,七〇石(三,一七八,五七)

此代金 壹,〇〇六,六五五圓

(1) 北辰會ヨリ引継原油 五〇三五元
 (2) 北海會ヨリ引継原油 五〇三五元
 (3) 海軍省所有原油 七九五八元
 (4) 北辰會ヨリ引継貯藏品
 (5) 雜 収 入
 差引 五七、九六〇円

支 出
 (1) 北辰會ヨリ引継原油 五〇三五元
 (2) 海上貯藏品 八〇九元
 (3) 本社及出張所費 八八八元
 (4) 鑛 場 費 八九六元
 (5) 内國歩油及單一税 六六七元
 差引 五八、九〇元
 差引 九四元

第貳年度

一 資本金既拂込額

四〇〇〇〇〇円

一 基 本 勘 定

(1) 鑛 業 權 (北辰會へ補償及利権獲得費) 二、六五八、一〇〇円
 (2) 政府ヨリ引継財産 七、六四、七四〇円
 (3) 前年度及本年度新設備 六〇、二四〇、五九〇円
 合 計 五、四四六、九一九円
 外債却高 (鐵業權 六〇、四二〇円) 一、二〇〇、〇〇〇円
 新設備 五九、五八〇円
 差引 五三、二六、九一九円

一 収 支 計 算

(1) 原油採入
 原油採取高 四〇三、一六五 (六七、一九四元)
 燃料消費高 二八、〇〇五 (四、六六七元)
 差引 三、七五、一六五 (六二、五二七元)
 (2) 雜 収 入
 心 金 二〇、一九六、二二円
 収 入 合 計 八〇、〇〇〇円
 (1) 本社及出張所費 二七、三九〇円
 (2) 鑛 場 費 一〇、三〇、四〇四円

(3) 露国歩油及第一級
 支出合計
 差引利益金
 一三三、三八〇円
 一四三、六八四円
 五九〇、九三八円

創業費償却
 第一年度減損金
 財産減償償却
 税金支拂引当金
 控除金合計
 再差引利益金
 五〇、〇〇〇円
 九四一〇円
 一、二〇〇、〇〇〇円
 二一〇、〇〇〇円
 一九一、九四一円
 三九八、九九七円

(1) 法定準備金
 (2) 賞與金
 (3) 株主配當金(年八分)
 (4) 第三年度繰越金
 此利益金處分
 二〇、〇〇〇円
 三九、〇〇〇円
 三二〇、〇〇〇円
 一九、九九七円

第 参 年 度

一 資本金既拂込額

四〇〇、〇〇〇円

一 基本勘定

(1) 鉱業権(北辰会補償金及利権獲得費) 二五九、七七〇円
 (2) 政府引引継財産 七六四、七四〇円
 (3) 前年度繰越基本及本年度新設備
 合計 二五一、三五五九円
 内償却金(鉱業権六〇四、二〇円) 五、八七五、九九九円
 新設備百九、五八〇円 一七〇、〇〇〇円
 差引残高 五七〇、五九九九円

一 収支

計 算 大 収 入

(1) 原油採取高 四六七、五六八五(七七、九二八七)
 燃料消費高 二八五、〇〇五(四七、五〇七)
 差引 一八二、五六三(三〇、四二一)
 雑収入 二、三六三、六四九円
 収入合計 二、三六八、六四九円

(1) 本社及出張所費

二八六、四〇〇円

(1)(2)	鑛場費	一、二、三、二、五、四
(3)	露国歩油及第一稅	一、五、七、四、二、〇、四
	支出合計	一、六、六、七、〇、四、五、四
	差引利益金	七、〇、一、六、〇、四、四

	財産裁償償却	一七〇、〇、〇、〇、〇、〇
	税金支拂引当金	三、一、〇、〇、〇、〇、〇
	控除金合計	二、〇、一、〇、〇、〇、〇、〇
	再差引利益金	五、〇、〇、六、〇、〇、四、〇
	第二年度ヨリ繰越金	一、九、九、九、七、四、〇
	合計	五、二、〇、六、〇、一、〇、〇

(1)	以利益金處分	二、六、〇、〇、〇、〇、〇
(2)	法定準備金	五、〇、〇、〇、〇、〇、〇
(3)	賞与金	四、〇、〇、〇、〇、〇、〇
(4)	株主配當金(年尾割)	四、四、六、〇、一、〇、〇
(4)	第四年度繰越金	四、四、六、〇、一、〇、〇

備考

一、基本勘定、財産ハ第二年度ヨリ償却スルヲ以テ右ノ内鉱業権ハ利権残期間四十四年ニ償却シ其他ノ設備ハ其種類ニ依リ十五年乃至三十年ニ償却ス

二、基本勘定中政府ヨリ引継財産七、六、四、六、四、〇、四、代金ハ會社成立後第四年目以後ニ於テ其配当率カ一割ヲ超過スル時ヨリ開始シ向テ拾年間ニ年賦償還スルコト